

生徒指導論Ⅱ

—生徒指導と法律—

鋤 崎 勝 也

I はじめに

“九州ルーテル学院大学 紀要 VISIO 第35号「教育現場から提言する・・・生徒指導の実態とこれからの生徒指導・・・」”(2006年12月発行)の中で、生徒指導の歴史、意義、現場の実態等を論述した。今回は、「生徒指導と法律」について考察し、次回においては「危機管理」「生徒指導の組織とマネジメント」「生徒指導の新しい考え方と対象の仕方」等について論じてみたい。

さて、現在の教育界においては、約60年ぶりの教育基本法改正に伴う改革や収賄による文部科学省幹部らの処分、大分県教育委員会の教員採用をめぐる汚職事件など、教育行政の根幹を揺るがすような出来事が続いている、学校や教員に対する社会の不信感は更に高まっている。その一方では、学校現場が抱える問題や困難は増えるばかりで、自殺、出会い系サイト、校内暴力、不登校、そして最近ではインターネットを介したいじめなど、生徒の問題行動が社会的に注目を集めている。

従来、生徒の問題行動は、主として家族と生徒個人との関係からとらえられていて、専門機関にその指導がまかされていた。例えば、不登校は相談所に紹介されて、そこで治療をうけ、“治って”学校に復帰することが期待されていた。しかし、近年では、学校も問題行動にたいして無関係の立場に留まっているわけにはいなくなってきた。専門機関に全面的に指導を委任する時期は去り、学校が主体的に生徒指導ないし学校教育相談を通じて直接にかかわらなければならなくなった。この結果、生徒指導や学校教育相談について、一応の知識を持ち、指導できる力を待つことが、すべての教師に必要とされるようになった。

学校内で大きな問題が発生するたびに、マスコミも行政機関も、また学校関係者も、生徒指導の充実の必要性を唱えている。その結果、世間一般も、生徒指導とは問題生徒への対応策であるにとらえられるようになってきた。このような見方は、多くの高校を終えたばかりの新人の大学生にもあり、加えて生徒指導とは、中学や高校の生徒手帳に記載されている校則や規則を力で遵守させる管理主義的指導であると認識されてきている。

学校教育の現場では、続発する不登校、いじめ、自殺、非行などの指導をめぐって、管理主義的な抑えつけの色彩の濃い生徒指導と、生徒を内面的に理解し、生徒の自己指導力を育成しようとする本来の生徒指導が対立することも少なくない。管理主義的な生徒指導をいかに克服するかが大きな課題となっているが、この課題は生徒指導のあるべき姿を明らかにすることによってのみ解決できるものである。

今回及び次回は、生徒指導の基本的諸問題について改めて見つめ直し、生徒理解はいかにあるべきか、豊かな人格形成をどのようにして実現するかなど、生徒指導の本来の意義と方法を考え

てみたい。

Ⅱ 生徒指導をめぐる現状¹

学校における生徒指導上の問題は、多岐にわたっている。

各学校段階に生起する問題は様々だが、遅刻や早退、授業中の学習態度、基本的な生活習慣、服装・頭髪や携行品、学級（ホームルーム）内での係や委員としての役割の遂行、人間関係の葛藤などにかかわる問題は広く見られるところである。

こうした日常的な生徒指導上の問題はもとより、学級がうまく機能しない状況、不登校や中途退学、いじめや暴力行為なども依然として深刻な状況であり、未成年者の喫煙・飲酒等の問題や、学校外における少年非行の多様化も広く見られるところである。また、発達障害、児童虐待や犯罪被害の増加など、新たな課題も生まれてきている。

高度情報化や都市化の進展、少子化の進行など社会が急速に変化する中で、児童生徒の成長・発達にかかわる課題も生まれてきている。例えば、現在の生徒指導は、インターネットやテレビゲーム、携帯電話などに象徴されるような高度情報化の中での青少年の育ちや生き方の課題としてとらえることも必要になってきている。性の逸脱行動や出会い系サイトに絡む事件、薬物乱用の問題なども顕在化してきている。

さらに、これまで問題行動や非行歴のない少年が突然重大な犯罪行為を犯すなど、新たな状況も生まれている。また、非行に走った少年の処遇後の立ち直りに学校がかかわることも増えるとともに、児童生徒が置かれている環境に働きかけるなど、多様な援助の下で、問題行動の対応を図る取組も進められている。まさに、生徒指導上の問題について、様々な内容といろいろなレベルを想定することが今日では必要になってきている。

他方、児童生徒の安全や命を脅かされる事件が多発しており、児童生徒を取り巻く様々な社会的リスク（危険）に目を向けながら、学校の生徒指導の在り方を考えていくことが今日求められている。このように生徒指導をめぐる状況は、時代とともに変化してきている。（表1参照）

表1 戦後の問題行動等の推移や背景とその対応

年 度	問題行動等の動向	文部科学省（文部省）等の対応	社会状況等
昭和20 (1945)			浮浪児問題
21			
22		教育基本法、新少年法制定	新少年法制定
23		児童懲戒権の限界（法）	冷戦時代
24		体罰禁止の教師心得（法）	
25	高校進学率43%超		
26	少年非行第1のピーク		
27			
28			テレビ開局

29			
昭和30 (1955)	少年の自殺増加 高校進学率52%超		高度成長 都市人口集中
31			
32		暴力行為根絶の通知（文）	
33			
34	カミナリ族		
35	刃物事件多発		所得倍増
36	高校進学率60%超		
37			
38	生徒による非行増加		
39	少年非行第2のピーク		東京オリンピック
昭和40 (1965)	期待される人間像 高校進学率70%超	生徒指導の手びき（生徒指導資料 第1集）発行	過密、過疎
41	家出少年増加・登校拒否（50 日以上）1万6000人超	登校拒否（50日以上）調査開始	
42	シンナー乱用増加		中流意識・核家族
43			
44	学生紛争、高校生の反体制 暴走拡大		
45	少年非行低年齢化 高校進学率80%超	学級担任の教師による生徒指導資 料	大阪万博・三無主義
46	性の逸脱行動、シンナー乱 用少年補導増加		
47		中学校におけるカウンセリングの 進め方に関する資料	
48	高校進学率90%超		石油ショック
49	遊び型非行、暴走族、対教 師暴力増加		
昭和50 (1975)		生徒指導主事制度化・生徒指導の 推進体制の諸問題に関する資料	
51	初発型非行の増加		ロッキード事件
52	落ちこぼれ問題	問題行動をもつ生徒の指導に関す る資料	
53	ぐ犯少年増加		
54		生徒の問題行動に関する基礎資料	
55	校内暴力頻発 登校拒否増加傾向		家庭内暴力増加
56		生徒指導の手引改訂	

	57	登校拒否 2 万人超、生徒間暴力増大	校内暴力、高校中退調査開始 小学校生徒指導資料	横浜浮浪者殺傷事件
	58	少年非行第 3 のピーク	出席停止等措置の通知	臨時教育審議会
	59	いじめ事件増加、登校拒否 3 万人超		
昭和60 (1985)		いじめ事件増加	いじめ問題通知、調査開始	バブル経済
	61	いじめによる自殺増加	生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導資料	
	62	薬物乱用増加		
	63	登校拒否 4 万人超	校則見直し	
平成元 (1998)				ベルリンの壁崩壊
	2	ダイヤル Q 2 問題	学校における教育相談の考え方・進め方に関する資料	残虐ビデオ等
	3	高校生非行増加・登校拒否 (30 日以上) 6 万 6000 人超	登校拒否 (30 日以上) 調査開始	バブル崩壊
	4		適応指導教室等設置	学校週 5 日制 (月 1 回)
	5			
	6	いじめ事件、自殺増加	いじめ問題通知、アピール	児童の権利 条約批准
	7	登校拒否 8 万人超	スクールカウンセラー活用調査研究委託事業開始	阪神淡路大震災
	8		いじめ問題への総合的取組	
	9	少年非行の凶悪・粗暴化 不登校 10 万人超		神戸少年事件
平成 10 (1998)		中学生等による殺傷事件多発	問題行動等報告書・暴力行為 不登校調査見直し	中教審「心の教育」
	11	学級崩壊の論議 ・不登校 13 万人超		
	12	17 歳の犯罪 ・児童虐待の問題	学級経営の充実に関する調査研究 報告書	ケータイ普及 倒産
	13	ひきこもり問題 ・安全確保・管理の問題	学校教育法改正・問題行動等に関する報告書	同時テロ 少年法改正
	14	出会い系サイト等の問題・ 不登校児童生徒数減少	地域支援システム報告書・不登校 問題調査会議	完全学校週 5 日制
	15	少年の重大事件発生	不登校報告書・生徒指導資料第 1 集 (国研) 発行	イラク戦争

16	小学生による事件多発・ニート問題	問題行動対策重点プログラム	インド洋大津波
17	中学生、高校生による重大事件多発	新問題行動対策重点プログラム	愛知万博 災害多発
18	いじめを苦しめた自殺	教育基本法改正・懲戒・体罰に関する考え方のまとめ	福岡飲酒運転事故死
平成19 (2007)	不登校増加・インターネットを介したいじめ	教育相談の充実に関するとりまとめ ・教育三法改正	少年法改正

(注) 本表は、『生徒指導資料第1集』(国立教育政策研究所生徒指導研究センター／2003年(平成15)作成)の記載資料を基に作成したものである。

又、現在、学校では一体どのような生徒指導上の課題に直面しているのだろうか。小・中・高等学校といった学校段階の違いや、各学校の規模・立地条件等の違いといったものに起因した課題から、Aさんへのいじめ、Bさんの不登校、発達障害のあるCさんへの対応、Dさんの保護者からの苦情など個別的な課題までさまざまな対応が考えられる。さらに、生徒による重大事件や児童生徒の安全や命を脅かす事件の発生などは稀ではあるものの、いやがうえにも学校の危機管理体制を高める必要性をもたらすなど、現実的課題に加え、想定上の課題まで実に幅広い取り組みが求められている。

生徒指導は、その内容から見れば、児童生徒の人格の育成を目指す発達的な生徒指導、現実の問題等に対して適応したり回避したりするための予防的な生徒指導、さらに問題行動等に対する規制的あるいは対症療法的な生徒指導といった多面的な性格をもっている。もちろん、学校段階や児童生徒の発達段階により、その内容や程度の差はあるが、どの学校段階においても、そうした広い視野に立った生徒指導の推進が求められている。

ところで、生徒指導上の問題が多様化していることは、児童生徒の成長を取り巻く環境や彼ら自身が抱えている課題が、複雑化・多様化していることと関係している。児童生徒は、個々人の持つ生得的な要因と、家庭・地域・学校・社会等の環境的な要因などが相互に複雑に作用しながら、成長していくものである。

特に、児童生徒が内面にストレスを抱え込みやすく、なおかつそのストレスに適切に対処できていないような場合には、周囲の大人たちが特に注意を払って、当該児童生徒を適切に指導及び支援していかなければならない。

1 児童生徒の規範意識の低下について²

相手を自殺にまで追い込む、歯止めのきかない児童生徒の深刻ないじめや、十代の少女による肉親殺害といった凶悪事件など、衝撃的でセンセーショナルな問題が後を絶たない。また、そのような極めて突発的と思われる出来事だけでなく、児童生徒の学校内外の日常生活でよく見られるルールやマナーを軽視・無視したかのような行動ぶりは、問題行動等を抑制する要因の一つである規範意識の低下が一般の児童生徒にも内在化されつつあることを物語っている。

NPO法人全国万引犯罪防止機構の調査によると、「万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか」という問いに対しては、「絶対にやってはいけないこと」と答えた割合が、

自身はどう考えるかの場合と比較していずれの学校段階でも低くなっている。³また、高校生になると3割を超える生徒が周囲の万引に対する犯罪意識の薄れを感じている。刑法に規定された問題行動ですらこのような実態だから、マナーやモラル等に支えられる社会的行為に至っては価値観の多様化や人間関係の希薄化が進む中で、大きな揺らぎが生じていることが容易に推測できる。

2 生徒指導体制の再構築について²

表2 「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム」
(中間まとめ) 抜粋

<p>【生徒指導体制に関する主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校で安心して学習出来る環境作りの一層の推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 複数の視点から子供の変化に対応できる教育相談体制の確立 ② 生徒指導体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ア 「ゼロ・トレランス」(毅然とした対応)方式のような取り組みの調査・研究 イ 生徒指導主事のコーディネーター機能の強化を、通じた、学校一体化した指導体制の構築 ウ 外部人材の活用等、家庭・地域との連携強化 エ 小学校からの生徒指導体制の強化

これまで中央教育審議会の答申や各種の報告書においても、児童生徒の規範意識の低下が指摘されており、例えば、重大な問題行動が相次いだことから「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム(中間まとめ)」(2005年(平成17)、表2参照)がまとめられ、「学校内規律の維持とこれを通じた児童生徒の規範意識の醸成という観点から、生徒指導の在り方を見直していくこと」が指摘されている。また、2006年5月(平成18)の国立教育政策研究所生徒指導研究セン

ターの『生徒指導体制の在り方についての調査研究』報告書の冒頭では、規範意識の醸成のためには、個々の子どもの発達段階に個人差があることに配慮しながら「全ての教職員が、指導にかぶれることなく、『当たり前にするべきこと』を『当たり前のこと』として徹底して実施する」必要があるとしている。

なお、同報告書の調査では、高等学校に関して「教職員の指導内容に幅がある(共通理解が不十分である)と思われる事項は何か」という質問(複数回答)に対して「服装(62.3%)」「茶髪・ピアス・化粧など(53.7%)」から「飲酒・喫煙(2.3%)」「いじめ(5.2%)」までと大きな開きが見られ、指導項目によっては教職員間の共通理解や共通実践が図られていない実態がうかがえる。

また、2006年12月(平成18)に教育基本法が改正され、第6条において、学校教育の実施に当たっては「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことを重視しなければならないとされ、2007年(平成19)の学校教育法の改正でも、第21条において規範意識をはぐくむことなどが義務教育の目標として掲げられている。そのため、生徒指導を推進していくためには、何より児童生徒の人権を尊重し、個別的理解を重視することを前提としながら、生徒指導の体制や運営方針の見直し等において、組織マネジメントの観点を積極的に取り入れることが重要になってきている。

3 児童生徒理解の重要性について²

生徒指導は、学習指導要領(総則)に記されていることから分かるように、すべての教育活動に付随する教育機能であり、その時々必要性に応じて生徒指導の重点を指導、助言、相談等に

変化させる必要がある。しかし、学校では、いじめ、暴力行為、不登校など依然として深刻な状況にある上に、新たに携帯電話等を介したインターネット上の問題行動への対応など、学校は問題行動の事後指導に追われがちである。このような中、問題行動の再発防止や未然防止に役立てるために、一人ひとりの児童生徒理解を深めるための、福祉・医療面の視点も加えた教育相談の充実が求められている。

教育相談は、生徒指導を機能させる前提である教師と児童生徒との信頼関係を築く重要な場面であり、不登校やいじめ等のサインを察知する機会でもある。「教育相談等に関する調査研究協力者会議報告書」（2007年（平成19））では、近年の諸状況を考慮した上で、児童生徒が安心して、生き生きとした学校生活を送れるよう提言している。

Ⅲ これからの生徒指導

* 生徒指導と法律

各国の国内法は憲法を頂点として整備されており「教育」についても例外ではない。したがって法的に教育を理解していく場合には憲法第26条を頂点に位置づけることになる。第26条では、第一項、第二項とも共通に「法律の定めるところにより、」と表現しており、教育に関する具体的事項については、教育基本法、学校教育法（「学校法」と略）その他の教育関係法に委ねられている。制定された教育関係法が、もし憲法と内容的に明らかな不整合があることが判明した場合には、憲法第98条第一項の規定に基づいて運用されることになる。

教育関係の法律のうち、最も根本的な規範として位置づけられるのが教育基本法である。基本法の旧法は、1947年（昭和22）3月31日に公布され、即日施行されて以来、ほぼ60年近く改正されることがなかったが、2006年（平成18）12月の通常国会において、旧法の全部を改正する法案が可決された（12月22日公布法律第120号）。

形式的には全部改正（一部改正に対する概念）とされているが、内容的には、旧法の前文を始め、本則第1第～11条の趣旨を生かしつつ、新たに必要な事項や視点を追加したものとなっている。

1 生徒指導の法律問題

生徒指導は、本来教育の問題であって法律の問題ではない。しかし、近年の生徒の問題行動は、単に従来のガイダンスやカウンセリングなどを中心とする生徒理解型の生徒指導を強化するだけでは十分に処理しきれない状況にあり、好むと好まざるとにかかわらず、しだいに法律とのかかわりを避けては通れなくなっている。

その意味で、教員には生徒指導に関係する生きた実践的な法律の知識を身につけることが望まれる。しかし、一口に生徒指導に関係する法律といっても、生徒の問題行動の種類に応じて関係する法律も異なってくるし、多岐にわたるので、関連法令の特色や内容を理解した上で、その趣旨を十分踏まえて対応する必要がある。特に次に示すものについては、十分理解しておくことが必要である。

(1) 生徒の懲戒処分と体罰⁴

生徒の懲戒処分と体罰に関して、学校教育法は「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」（第11条）と定めている。

この規定で生徒指導上とくに重要なことは、まず第一に懲戒の行使を教育上必要と認める時のみ限定したことである。このことは、生徒の懲戒は、大人の刑法犯における刑罰のように、被罰者に対する制裁を主目的として行なわれるのではなくて、あくまでも教育的な立場から生徒の「心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮」（学教法施規第26条1項）の下に行なわれるべき、一種の教育罰でなければならないことを意味している。さらに、懲戒処分のうち、生徒の学習権の剥奪を意味する停・退学処分に関しては、本人の意思、事実の調査、職員会議等による専門的な協議など、いわゆる「適正手続き」を経て処分を行なうことが必要である。

また、当該学校における生徒としての身分を完全に剥奪する退学処分に関しては、懲戒権者の恣意的・自由裁量的な判断を避けるため、「学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者」など四つの事由以外には退学処分を行なうことができないこととされている（学教法施規第26条3項）。

同様に、懲戒処分ではないものの、義務教育諸学校における出席停止の措置（学教法第35条）も、学習権の関係から慎重な取り扱いが望まれるところである。

学校教育の懲戒に関する規定の第二の重要な点は、懲戒処分として体罰を禁止したことである。体罰とは、懲戒の内容が身体的性質を有するものであって、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒を指している。なぐる、けるのような身体に対する直接の侵害を内容とするものはもちろん、端座、直立、居残りなども疲労、空腹その他肉体的苦痛を与えるような懲戒は体罰とみなされる。

しかし、ひと口に肉体的苦痛といっても、それは被罰者の年齢、性別、健康状態、場所的・時間的条件など種々の条件によって異なるものであり、その行為が体罰に相当するか否かを機械的に判断することはむずかしい。この点、「愛のムチ」裁判として話題となった水戸五中体罰事件（1981年）においては、東京高等裁判所は、身体的接触（スキンシップ）よりもやや強度の外的刺激（有形力の行使）を生徒に与えることは法律上許される、という判断を示し、事実上体罰肯定ともとれる判決を下している。

(2) 校則の法的性質

いわゆる校則とは、生徒心得、生徒規則などとも通称されるように、学校の設置の認可・届け出の際に添付する「学則」（学校教育法施行規則3条）とは異なり、児童・生徒としての生活の指針となる学習上・生活上心得るべき事項を定め、学校としての生徒指導の大綱となる原則を示した学校内規の一種である。また、「中・高等学校における校則、生徒心得等は、生徒が充実した楽しい学校生活を送るためのものであるとともに、その学校の教育目標を達成するために必要な共通のルールでなければならない。したがって、生徒が校則、生徒心得等を自分のものとしてとらえ、自主的・自律的に学校生活を送る態度を育てるという観点からの指導に努める必要がある⁵」とされる意義を有するものである。

こうした校則については、その法的性質をめぐって問題があったのも事実である。すなわち、学校には校則を制定する権限があるのかという問題である。この点について、従来、国・公立学校においては特別権力関係論による営造物の包括的な管理権の一つとして、私立学校の場合は在

学契約説に基づく在学関係を根拠にして説明されてきたが、今日では「自律的な法規範を有する特殊な部分社会」⁶という部分社会論を基に論じられている。そこでは、学校は国、公、私立を問わず、その設置目的を達成するために必要な事項については、法令に格別の規定がない場合でも、校則等によりこれを規定し、実施することのできる自律的・包括的な機能を有するというものである。したがって、学校（校長）は、「教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内」において校則を制定し、児童・生徒の行動等に一定の指針を示したり制限を課すこともできると解されている。

なお、「児童の権利に関する条約」12条における児童・生徒の意見表明権と校則との関係については、行政解釈ではその対象とはならず、学校の判断と責任において制定等が行われるものとされている。ただし、学校においては、生徒等の意見や考えを十分把握し、必要に応じて、生徒会等で生徒に自らの課題として討議する場を設けるなどの工夫を行うことは指導上の一つの方法として考慮されるべき課題だといえる。

いずれにしても、生徒規則の内容には生徒の権利や自由を制限するものが多いだけに、その取り扱いと運用には十分な配慮が求められる。基本的には、児童・生徒は憲法上保障された権利を学校の内・外の区別なく享有しているのである。

アメリカでは、1969年に連邦最高裁判所が表現や言論の自由など憲法上保障された生徒の権利を学校内においても認めるという画期的判断を下して以来、規則や法律による強制的な生徒管理は生徒の権利と義務（責任）という観点から大幅な見直しを余儀なくされるようになってきている。わが国においても、こうした点への配慮が今後ますます求められるであろう。それゆえ、学校内での生徒の権利や自由の制限には、十分な合理性と妥当性が必要とされる。往々にして、多くの学校の生徒規則には、そうした合理性や妥当性を著しく欠く項目が含まれているものである。規則のための規則、単なる管理と規制のための規則、慣習に基づくだけの規則、そういった批判が聞かれるのは、まさにそれが合理性や妥当性を欠いているからに他ならないからであろう。その意味で、学校の生徒規則（校則）を生徒の権利と義務（責任）という観点から、その内容および運用の両面について検討し直すことは生徒指導の上からも重要といえるであろう。⁷

(3) 性行不良による出席停止措置⁸

公立の小学校および中学校における出席停止に関しては、従来から学校教育法35条（49条）に基づいて「市町村の教育委員会は、（中略）性行不良であって他の児童（生徒）の教育に妨げがあると認める児童（生徒）があるときは、その保護者に対して、児童（生徒）の出席停止を命ずることができる」旨が規定されていた。この制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。この出席停止に関する法規定が2001年（平成13）に改正され、①要件の明確化、②手続きに関する規定の整備、③出席停止期間中の学習支援等の措置を講ずることを内容とする制度改善が図られ、本制度の一層の適切な運用がなされることになった。

まず、出席停止の要件については、「性行不良」であることと「他の児童（生徒）の教育に妨げがある」と認められることという2つの要件からなるという点は従来と同様であるが、法改正では、法律上の要件を明確化する観点から、「性行不良」に関して4つの行為類型（対生徒暴力、対教師暴力、器物損壊、授業妨害等）をそれぞれ各号に掲げ、それらを「1又は2以上を繰り返すこと」を例示として規定している（35条1項）。また、出席停止を命ずる事前の手続きについ

ては、「保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない」ことのほか「出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする」と規定されることになった（同条2項、3項）。出席停止は、児童・生徒の教育を受ける権利にかかわる措置であることから、慎重な手続きを踏むことを求めたものである。

さらに、「市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする」と規定され（同条4項）、市町村教育委員会は出席停止を措置する場合、自らの責任の下、学校の協力を得ながら、当該児童・生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止期間中に学校あるいは学校外における指導体制を整備して、当該児童・生徒の立ち直りに努めることが必要だとされている。学校としても、教育委員会と協力しながら、学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭訪問を行い、指導を行うといった学習支援に向けた対応が求められることになる。

（4） いじめと学校の安全確保義務⁹

いじめは1975年（昭和50）代末から1985年（昭和60）代にかけて、いじめ自殺が相次ぎ大きな社会問題になったが、1994年（平成6）末から再び問題化し、いじめ自殺が続き、いじめ問題第二のピークと呼ばれた。ただし、1996年（平成8）度からはやや減少傾向にあり、2002年（平成14）度は22,205件にとどまった。もっともいじめはわが国固有の問題ではなく、世界各国で大きな問題になっており、本来人間に共通する病理としてとらえることができる。その意味ではいわゆるいじめの「根絶」は極めて困難であるが、そのエスカレートを未然に防ぐことは必ずしも不可能ではない。むしろいじめはどの学校、どの学級にも存在するというつもりで対応する必要があるだろう。

学校はすべての児童・生徒の教育を受ける権利を保障することを使命とする専門的機関であり、その役割使命を果たしていくためには、前提として学校における教育活動およびこれと密接不離な生活関係において、児童・生徒の生命と身体等の安全を保持・確保することについて万全を期すべき義務（安全確保義務）を負っている。学校の安全確保義務については、直接これを規定した法律はないが、学校教育法37条11項の「教諭は、児童の教育をつかさどる」や同条4項の「校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する」等々との規定から、条理上の義務を負っているとの解釈がなされている。

いじめは、「身体に対する物理的攻撃または言動による脅し、嫌がらせ、仲間はずれ、無視等の心理的圧迫」の反復継続という特徴を持っているとともに、大部分は学校・学級の人間関係を基盤に発生している。こうした点から、いじめは学校の教育活動ないしこれに準ずる生活関係に密接に関連し、しかも児童・生徒の学習と生活を脅かすものであるという点で、学校に課された安全確保義務の対象となる問題だといえる。すなわち、学校は児童・生徒の安全に配慮する義務の一環としていじめから彼らを守る責任があり、いじめの発生に対してそれを防止する法的義務があるということになる。

実際、いじめを原因とする傷害事件の裁判では、「小学校の校長ないし教諭が、学校教育の場において児童の生命・身体等の安全について万全を期すべき条理上の義務を負うことは、学校教育法その他の教育法令に照らして明らかである」としたうえで、とくに児童の日常的指導に当たる学級担任教師については、「児童の生命・身体等の保護のため、単に一般的、抽象的な注意や指導をするだけでは足りないのであって、学校における教育活動及びこれと密接不離な生活関係に関

する限りは、児童の一人一人の性格や素行、学級における集団生活の状況を日頃から綿密に観察し、特に他の児童に対し危害を加えるおそれのある児童、他の児童から危害を加えられるおそれのある児童については、その行動にきめ細かな注意を払って、児童間の事故によりその生命、身体等が害されるという事態の発生を未然に防止するため、万全の措置を講ずべき義務を負う」とされている。¹⁰

いじめを防止するために、学校が講ずべき措置でもっとも基本的なことは、いじめの非人間性やそれが他の人の人権を侵害する行為であり、絶対に許されないことであるという共通認識を全校的に形成し、その共通理解のもとで問題解決に取り組む体制を確立していくことである。その際、家庭や地域との連携も重要な点である。

(5) 不登校児童・生徒の進級・卒業認定

わが国の義務教育制度における進級・卒業認定の制度は、学校教育法施行規則58条（79条で中学校に準用）に基づき、「小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当っては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない」とされている。つまり、学年制による進級が予定されており、その積み重ねによって学校の全課程を修了、すなわち卒業の認定を行うことになっている。ここでいう「平素の成績」とは、「学習の成績」と「授業への出席状況」を意味している。これらの状況が劣悪であれば、小学校でも進級や卒業が認められず、原級留置となる。しかし、これらについて規定した国レベルの法規はなく、機械的、形式的に判断することは問題がある。

たとえば、1993年（平成5）に神戸地裁で出された判決では、「小学校の各学年の課程の修了認定は、児童の平素の成績を評価して行う（学校教育法施行規則57条）とされているが、その判断は、高度に技術的な教育的判断であるから、校長の裁量に委ねられていると解せられる。そして、その認定は、義務教育であり、かつ心身の発達に応じた初等普通教育を施す小学校にあっては、単純な学業成績の評価や出席日数の多少だけでなく、児童本人の性格・資質・能力・健康状態・生活態度・今後の発展性を考慮した教育的配慮の下で総合的判断により決せられなければならない」（1993年（平成5）8月30日）と判示している。認定権者である校長が個々の事例の実態に応じて、教育課程の履修状況や学業成績、出席状況等を総合的に判断評価することが必要である。また、1992年（平成4）に出された「登校拒否問題への対応について」（文部省初等中等教育局長通知）では、不登校児童・生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、そのことが学校への復帰を前提とし、当該児童・生徒の自立を助けるうえで適切であると見取られること、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること等、一定の要件の下に、校長は指導要録上出席扱いとすることができることになっている。不登校児童・生徒の進級・卒業については、総合的な判断が必要だということである。

なお、不登校が続き卒業認定がむずかしい場合などには、中学校卒業程度認定試験の活用が考えられる。その試験は、1997年（平成9）の法改正により15歳から受験できるようになり、合格すれば高校に進学することが可能となる。学校に不適應な児童・生徒にもそれぞれの状況に応じたふさわしい学習の場を用意するという観点からの取り組みが求められるといえよう。

(6) 児童の虐待防止と発見・通告義務¹¹

児童虐待防止法（「児童虐待の防止等に関する法律」）が、2000年（平成12）5月24日に公布さ

れ、同年11月20日から施行されている。この背景には、児童虐待が重大な社会問題として認識されるとともに、その深刻化の度合いが高まってきたという事情がある。同法1条では、「児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進すること」として、その目的を規定している。

この法律で「児童」とは、18歳に満たない者をいい（2条）、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護するものをいう）がその監護する児童に対して、次の(1)～(4)のいずれかに該当する行為のことをいう（2条1号～4号）。「(1)児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待）。(2)児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）。(3)児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（養育拒否・ネグレクト）。(4)児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）」。

こうした児童虐待防止に関連して、教育関係者には児童虐待の発見と通告に関する規定が設けられている。すなわち、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係ある者は、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と早期発見に向けた努力義務が求められている点である（同法5条）。また、教職員が虐待を受けた児童等を発見したときには、速やかに、福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないとされている（同法6条1項）。なお、公務員としての教職員には、法律で職務上知り得た秘密を守る義務を課されているが（地方公務員法34条1項）、児童虐待を発見した場合の通告義務は、守秘義務に優先することとなっている（児童虐待防止法6条2項）。こうした通告義務優先主義がとられているのは、何よりも虐待被害を受けている児童の救済を重視していることによる。児童虐待防止に向けた学校の取り組みについては、法律施行に当たって出された通知（「児童虐待防止等に関する法律の施行について」2000年（平成12）11月20日、文生参第352号）において法律の周知および児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護を求めていたが、さらに2004年（平成16）1月30日には「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について（通知）」（初見生第18号）が出され、その連切な対応が求められている。また、2004年（平成16）4月には「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、10月から施行されている。そこでは、児童虐待の定義の見直しや児童虐待にかかわる通告義務の拡大などが盛り込まれている。更に、2007年（平成19）にも改正され、新たに、児童相談所による立ち入りや、児童相談所等が児童虐待に関する情報提供を求めた場合に、地方公共団体の期間は情報を提供することが規定された。

2 生徒指導主事

生徒指導主事は、1975年の学校教育法施行規則の一部改正による主任制の法制化により、小規模学校などを除く小・中・高等学校および盲・聾・養護学校の中・高等部にその設置が義務づけられたものである。従来から、生徒指導主事ないしそれに相当する職位は、一定の規模以上の多くの学校の内部組織にみられたものである。それをあえて制度化した意図は生徒指導の必要性が強く認識されてくるなかで、教育活動の円滑かつ効果的な展開と調和のとれた学校運営が行なわれるよう校務分掌の仕組みを整えることにあったとされる。

また、小学校においては、必要に応じて置くことのできる主任（学教法施規第47条）の一つとして、今日広く全国的に生徒指導主事の設置が定められている。なお、生徒指導主事は一般に中・高等学校において用いられる呼称であって、小学校では通常生徒指導主任と呼ばれている。

生徒指導主事の職務は、「校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」（学教法施規第70条の4）とされている。具体的には、「学校における生徒指導計画の立案・実施、生徒指導に関する資料の整備、生徒指導等に関する連絡・助言等」の事項をつかさどり、当該事項について、「教職員間」の連絡調整および「関係教職員」の指導・助言に当たるものとされている（1976年（昭和51）文部省事務次官通達）。

この点、生徒指導は本来全教職員があらゆる機会を生かしてその任に当たるものであり、各学校においても通常生徒指導部等の校務分掌組織をつくり、全校的な指導体制で生徒指導に臨んでいる。そのため、生徒指導主事には、実質的に全校的な指導体制における連絡調整者として、中心かつ総括的な役割が期待されているといえよう。

さらに、職務に関連して重要なことは「（生徒指導主事の）活動における態度は、他の教師と上下の関係に立つのではなく、組織のかなめとして関係の教師の協力を得てその職責を果たし、また指導・助言を行なうという専門職としての自覚をもって行動すること」（文部省、1981 生徒指導の手引く改訂版）p99）であって、いわゆる中間管理職としての指揮監督を行なうものではないということである。

ともあれ、生徒指導主事はその役割と職責を十分に果たしうするためには、その制度化や本人の資質もさることながら、基本的には生徒指導主事という「専門職」としての自覚と職務に見合う専門的な研修が必要とされよう。合わせて、生徒指導においては、生徒指導主事だけが学校内で浮き上がった存在となったり、他の教員が生徒指導の任務から解放されたような錯覚を起こすことのないよう、校長をはじめ学校の全教職員が一丸となって取り組む姿勢が望まれる。

（1） 生徒指導主事の役割と専門性¹²

学校における生徒指導は、全教職員の役割分担と協力によって行われるべきものであるが、その中心的役割を担うものが、生徒指導主事である。生徒指導主事については、学校教育法施行規則において中学校、高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校の高等部には、学校規模が小規模である等の特別の事情がある場合を除き、生徒指導に関する事項を担当する主任として生徒指導主事を置くものとしている（70条の1、他準用規定）。

また、生徒指導主事は教諭をもって充てられるものであり、その役割は「校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」（70条の4項）こととされている。

その具体的な内容としては、次のような事項が考えられる。

- ① 校務分掌上の生徒指導の組織のリーダーとして、学校における生徒指導を組織的、計画的に運営していく責任をもつこと。
- ② 学校における生徒指導を計画的かつ継続的に運営するため、分担する校務に関する全校の教職員間の連絡調整に当たること。
- ③ 学校における生徒指導の専門的な知識や技能を必要とする画の担当者になるとともに、生徒指導部の構成員や学級担任・ホームルーム担任その他関係の教職員に対して指導・助言を行うこと。

- ④ 必要に応じて、生徒や家庭、関係諸機関に直接働きかけ、問題解決に当たること。
こうした生徒指導主事に期待される役割を果たしていくためには、他の教職員の協力を得るとともに、生徒指導に関する専門性を発揮することが不可欠である。そのために、生徒指導主事として次のような資質を備えていることが求められる。
- ① 生徒指導の意義や課題を十分理解し、教職員や生徒から信頼される人間性を持っていること。
 - ② 学校教育の全般を見渡す視野や識見を持ち、生徒指導に必要な知識・技能を身に付けているとともに、向上を目指す努力と研鑽を怠らないこと。
 - ③ 生徒指導上必要な資料の提示や情報の交換によって、全教職員の意識を高め、共通理解を図り、全教職員が意欲的な取り組みに向かうようにする指導力を持っていること。
 - ④ 学校や地域の実態を理解し、それらに即した指導計画を立て、実際の指導に当たって創意工夫を働かせ、より優れた展開ができること。
 - ⑤ 生徒を取り巻く社会環境の変化や現代青年の心理を的確に把握し、それを指導に生かしていく態度を持っていること。
 - ⑥ 現在、生徒指導上の問題を解決するためには、保護者、地域、関係機関等との連携・協力が不可欠であることから、外部との折衝や協力体制を構築していく力を持っていること。

3 生徒指導の指導例

最近、学校の危機管理、特に生徒指導の危機管理が多く議論されるようになってきた。現実には様々な教育問題が続発していることに加え、学校の対応に社会の厳しい目が注がれるようになってきたし、これに伴う学校・教師の危機意識の高まりが背景にある。

かつては、「学校のことは口出ししない」雰囲気があったが、今では、教育情報の開示・公開請求や教育に関する訴訟の増加に象徴されるように、そうした「聖域論」は排され、教育課程の実施や教職員の服務・職務上の問題にまで関心が向けられるようになり社会の厳しい非難の矢面に立たされることになった。今、まさに生徒指導の危機管理の重要性が叫ばれている理由がここにある。

生徒指導の講義の中で、学校運営のなかで起きるさまざまな危機的な問題を〈事例〉のかたちで構成し、そのなかに含まれている法規にかかる〈問題点〉を取り上げ、〈事例〉に即した〈解説〉を加えることにした。〈解説〉では、「法規の目」に加えて、「経営の目」、「教育の目」にも配慮して講義する事になっている。

(1) 指導例 1

九州ルーテル学院大学 教育法規 6

(平成19年11月8日 木曜日 第2限)

年 学科 氏名

課題6 危なく廃棄されそうになった法定表簿

年度末の大掃除のことである。天草郡のE高校の教頭であるA先生が、何の気なしに廊下に山のように積み上げられた古い書類を眺めていると、下の方にどうも気になる文書つづりがあつた。引っ張り出してみると、4、5年前の生徒の出席簿がひとまとめになって出てきた。「これはまだ保存年数が終わってないぞ」と注意し、尚、心配なので手分けして書類の山を探ってみることにした。そのうち、B教諭も倉庫から古い和綴りの文書を持ち出してきた。見ると、明治の終わり頃の毛筆の履歴書のつづりである。「公民科の資料にでもしょうか」という話なので、これもA教頭があわてて止めに入った。履歴書つづりは秘密文書で、永久保存ということをして以前聞いたことがあるからだ。

実は、A教頭は、教務主任の頃、ふとした手違いで、学校にきたスポーツ大会の出場申し込みの処理を誤って、大会に生徒が参加できなかった経験があり、公文書の取り扱いには神経質になっていた。

1. 学校で取り扱う表簿にはどのようなものがあるか。
2. 表簿、公文書の保存年数は、どのように決められているか。
3. 学校における文書、公文書の取扱いは、どのような配慮が必要か。
4. 秘密文書にはどのようなものがあり、その処理にはどのような配慮が必要か。

解答例

【1】学校では、多数の文書が作成され、保管されている。又、各種の公文書が発送され、受理されている。公簿と公文書の管理は学校事務の中核的なものである。

* 学校教育法施行規則第28条①

教職員関係・・・職員名簿、履歴書、出勤簿、担任学級、担任の教科・科目、時間表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿

児童・生徒関係・・・日課票、教科用図書配当表。指導要録・その写し・抄本／健康診断に関する表簿、入学者の選抜に関する表簿、成績考査に関する表簿、出席簿

庶務・会計関係・・・学校に関係ある法令、学則、学校日誌、資産原簿、出納簿、経費の予算・決算についての表簿、往復文書処理簿年・機械・器具・標本模型などの教具の目録

* 熊本県立学校管理規則28条

永久保存・・・学校沿革史、卒業証書授与台帳、公文書綴り

5年間保存・・・職員の出張命令簿および復命書綴り、諸願い届けなどの綴り、当直命令簿当直日誌、転退学者名簿、学校経営案視察簿、諸会議録

* 学校独自で作成したもの・・・事務分掌・処理規程などの学校内規定
学年・学級綴り等の教務関係の表簿

【2】指導要録は20年、出席簿などは5年保存

* 法定表簿

学校教育法施行規則第28条②	指導要録の原本・写し・・・・・・・・・・20年 指導要録の抄本・・・・・・・・・・在学中 その他の表簿・・・・・・・・・・5年間
学校保健法施行規則第12条③	職員健康診断書・・・・・・・・・・5年間
熊本県教育庁文書規程 p. 63	第41条 30年～1年未満保存
一般的・・・・例規、教職員の進退および処罰に関する書類、履歴書、官報、県報等の重要書類については、永久保存が多い。	

【3】文書・公文書の取り扱いは慎重に

- * 公文書の取り扱い 熊本県教育庁文書規程 p. 63
- * 公文書・・公務所および公務員が職務上処理すべき文書（私人が作成したものも含む）
- * 公印・・・・学校印（庁印）、校長印（職印）、私印（一定の公務上の職にあるもの）
 - 熊本県教育委員会公印規定 p. 107
 - 熊本県立学校公印規定 p. 119
- * 文書・物件の收受手順 p. 68
- * 文書作成の手順 p. 70
- * 文書管理の手順 p. 72

【4】秘密文書の処理には万全の注意が必要

- * 学校には職務に関する秘密は比較的少ないが、職務上知り得た秘密はかなり多い
- * 秘密文書など
 - ① 住民の利益に関わるもの
統計調査票、生徒・児童の家庭状況、
住民の生活歴・財産・心身の状況・経営状況を記載した文書・調査資料など
 - ② 職員の利益に関わるもの
人事記録、教職員相談記録、勤務評定、自己申告書、事故報告書
職員の健康管理に関する文書など
- * 一時秘
起工書等契約予定価格、入札関係文書、入学選抜関係文書、教科書採択関係文書
- * 取扱注意文書
 - ① 公平な行政の執行の確保に関わるもの
補助金交付関係書類、教育委員会資料、工事費用など
 - ② 混乱の防止に関わるもの
未発表の事業計画など、評価関係資料（退学、入学などの資料）
 - ③ 教育庁内部の調整に関わるもの
人事異動の関係書類、職員の定数決定資料、予算編成関係
 - ④ その他円滑な行政の執行の確保に関わるもの
調査資料、訴訟資料、叙位・叙勲・表彰関係文書など
- * 図面、図表、録音、写真、図書、電文等記録されたもの

(2) 指導例 2

課題 9 犬に気を取られ、登校途中の児童の列に突っ込んだ先生の車

熊本市内の A 高等学校に務める K 教諭は勤続 10 年のベテランである。A 教諭が通勤の途中犬が急に出てきたので、避けようと思って急ハンドルを切り、登校中の小学生の列に突っ込んだ。死亡 2 名、重軽傷者 5 名を出した。この結果、「業務上過失致死傷、重過失致死傷（刑法 211 条）」に問われた。

1. 事故の報告はどのようにするか。
2. 教員の欠格条項はどうなっているか。
3. 懲戒処分の種類と事由はどうなっているか。

解答例**【1】事故報告・・・熊本県立学校管理規則 27 条**

- * 教職員・生徒・その他風水害・火事など学校に関する事故が発生した場合は、校長は速やかに教育委員会に報告する。
- * 事故発生を知ると同時にまず電話等で連絡する。続いて「事故速報」などで中間報告し、更に「事故報告」の提出といった手順となる。
- * この間、校長は必要に応じて教育委員会の担当者と随時連絡・協議する。

【2】欠格条項・・・・・・・・① 地方公務員法 16 条

② 教育職員免許法 5 条

③ 学校教育法 9 条

- * 地方公務員法 16 条
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまで
 - ③ 懲戒免職の処分を受けて、2 年を経過しない者
 - ④ 憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- * 教育職員免許法 5 条
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ③ 免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者
 - ④ 憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - ⑤ 18 才未満の者
 - ⑥ 高等学校を卒業しない者、しかし、文部科学大臣が同等以上と認めた場合は除く。
- * 学校教育法 9 条
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまで
 - ③ 懲戒免職の処分を受けて、3 年を経過しない者
 - ④ 憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- * 禁固以上の刑が場合や免許状が失効した場合は教員の職は無くなる（交通事故も含む）

ただし、禁錮以上の刑が確定した場合で、控訴中の場合は失職しない。

【3】懲戒処分は4種類・・・地方公務員法29条①

- ① 法令違反行為
- ② 職務上の義務違反・職務違反
- ③ 非行

戒告	職員の服義務の責任を確認し、その将来を戒める処分 {ボーナス1/10減額、3月延伸、履歴書記載}
減給	一定の期間、給料の一定額を減ずる処分 {1日～6月・・・給料の1/10以下を減ずる ボーナス2/10減額、3月延伸、履歴書記載}
停職	職員を一定期間、職務に従事させない処分 {1日～6月・・・職務に従事しない、給与は支給しない ボーナス3/10減額、6月延伸、履歴書記載}
免職	職員としての地位を失わせる処分 {退職金の支給はない}

* { } 内は、熊本県職員の懲戒に関する条例 (P.757) による

* いずれも、その理由を示し、文書で行う

【4】訓告処分、諭旨免職の性格

- * 懲戒処分の4種類以外に、事実上の措置として訓告・嚴重注意・始末書の提出等がある
- * 訓告・・・「上司が一般的な監督権に基づき、部下の義務違反行為を指摘して将来を戒めた行政上の措置にすぎず、懲戒処分ではない」(1964年(昭39.3長野地裁)とされ、制裁的実質を備えないものである限り許されるとされている。地位・職務に影響したり経済上の不利益にならない。
- * 諭旨免職・・・懲戒処分には含まれない。
職員の非違により勸奨を受けて退職すること。退職手当に制限が加わる。本来なら懲戒免職に相当する所、本人に退職を勸奨し、本人が反省の意を込めて辞職を申し出た場合にはこれを受理してして依願退職を認めること。

IV おわりに

生徒指導は、価値の伝達とその創造力の育成を目標とする学習指導とともに、重要な教育機能である。このことは、生徒指導が、すべての教師によって、すべての生徒に対してあらゆる場で展開されるべき教育的営みであることを意味する。ここでは、ひとりひとりの生徒がかげがえのない価値をもつ人間であるとの認識に立って、生徒の可能性をひきだし、豊かで調和のとれた人格の形成が重視されている。従って、生徒指導は、単に、問題を待つ生徒を指導するだけのものではなく、すべての生徒の人格的発達を援助しようとするものである。

日立製作所フェロー小泉英明¹³は熊本日々新聞のインタビューで次のように述べている。

大正期の詩人、八木重吉に次の詩がある。

ぐさりーと やって みたし 人をころさば ころよからん

敬虔（けいけん）なキリスト教徒として知られた重吉でさえこんな気持ちを抱くように、カッとキレるのはだれにもある。だがほとんどの場合、本当に手を下すことはないのは、例えば小さいときにナイフで手を切って痛い、という実体験の情報が脳に蓄えられていて、刺した後の結果を無意識に想像しているからだ。

お母さんを刺してしまいたいと思っても、いざとなるとなかなか手が動かないというのも、赤ちゃんのときにおっぱいを吸いながらあったかかったり、包まれたりしたいろんな体験が意識下に積み上げられていることがブレーキになる。

相手の痛みは、自分の中に積み上げた実体験を通してしか感じられない。体験がないのに、想像して痛みを感じると言ってもホントの上っ面で現実的な抑止力にはならない。

脳の神経回路は、赤ちゃんのときに環境からの刺激で盛んに構築され、意識下に蓄えられる。手を伸ばす。固いか軟らかいか、返ってきた反応で学んでいく。まず行動が先にあり、環境からの応答で学んでいく。教え込むわけではない。自分で勉強している。

体験の裏付けのない知育偏重では、実感として体の中に作り込まれていかない。例えば押しくらまんじゅうで押されたときに、人の体のどこが軟らかくてどこが固いか、汗のにおい、ぬくもりなど五感を通した情報が統合されて記憶の中に収納されるような場合の豊かな情報量とは比べようもない。環境に適応するために一生のうちで一番忙しい赤ちゃんはおっぱいを飲むときにも五感を総動員している。なのに赤ちゃんの目を見て話し掛けなかったり、一方通行のテレビを見せ続けるのでは、脳は育っていかない。

人工的な子育て環境が広がる今こそ、泥まみれになったり、生身の人間と触れ合ったする実体験の大切さを考えなければ成らない。

生徒指導の基本的諸問題は何なのか？

生徒指導においては理論と実践との統合が不可欠であると考えている。しかし、現在までのところ、生徒指導においても、学校カウンセリング・学校教育相談にしても、専門的に見れば、なお十分に成熟しているとは言えない。われわれは、今後、理論と実践が統合された、そして、学校教育現場にふさわしい「実践生徒指導学」の樹立を意図していかなければならないと考える。

又、教育現場では、社会や家庭の変化に伴い、生徒指導にかかわる課題も多様化、複雑化する中で、問題行動等の未然防止や解決と児童生徒の健全育成を図るためには、児童生徒の一人一人の規範意識を醸成し、社会的自立を進めていくことが重要な課題となっている。

2006年（平成18）12月には、教育基本法が約60年ぶりに改正され、学校教育においては、児童生徒が学校生活における規律を重んずることを重視すべきことや、学校、家庭、地域住民など社会を構成するすべての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携協力に努めるべきことなど、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。

こうした中、各学校では、学校内における規律の維持や児童生徒の規範意識の醸成を図るための生徒指導体制の在り方、保護者・地域・関係機関等との連携についての具体的な方策が求められている。

注

- 1 生徒指導資料集第3集 「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」2008年4月10日 国立教育政策研究所生徒指導研究センター出版
- 2 月刊 生徒指導 7月号 9～10ページ 2008年7月1日 学事出版
- 3 「万引きに関する全国青少年意識調査報告」NPO法人全国万引犯罪防止機構 2006
- 4 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）の別紙 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」2007年2月5日 18文科初1019 文部科学省初等中等局長通知
- 5 文部省『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導』（中学校・高等学校編）、「生徒指導資料」20、140頁 1988年3月3日
- 6 「教育法規便覧」（校則の制定根拠）137頁 下村哲夫著 学陽書房 2004年7月25日
- 7 「教育法規便覧」（校則等の見直し）138頁 下村哲夫著 学陽書房 2004年7月25日
- 8 「出席停止制度の運用の在り方について（通知）」 2007年2月5日 13文科初725 文部科学省初等中等局長通知
- 9 「いじめ問題の解決のための当面取るべき方策等について（通知）」 1995年3月13日 7文初中313 文部科学省初等中等局長通知
- 10 浦和地裁、1985年4月22日
- 11 生徒指導資料集第3集 「規範意識をはぐくむ生徒指導体制」9頁 2008年4月10日 国立教育政策研究所生徒指導研究センター出版
- 12 「生徒指導主任の職務とリーダーシップ」15～19頁、101～105頁、197～199頁 小島弘道著 東洋館出版社1999年9月10日
- 13 熊本日々新聞 2008年8月10日 日立製作所フェロー小泉英明氏インタビュー